

様式 44

令和 5 年 月 日

三重県知事 殿

医療法人住所 三重県四日市市大字羽津 4661  
 医療法人の名称 医療法人 守屋レディースクリニック  
 理事長 守屋 光彦  
 電話 059 (363) 8803

決 算 届

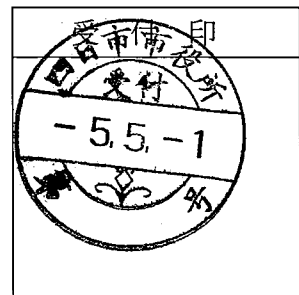
令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 項）



## 様式1

## 事業報告書

(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 守屋レディースクリニック
- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、  
該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があつた場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市大字羽津4661  
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成15年2月26日
- (4) 設立登記年月日 平成15年3月28日

## 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 守屋レディースクリニック	三重県四日市市大字羽津4661	一般病床 17床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
なし
- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項  
令和 4年4月27日 令和3年度決算の決定  
令和 5年2月16日 令和5年度事業計画及び予算の決定

以上

様式 2

法人名 医療法人 守屋レディースクリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市大字羽津4661

財 産 目 録

(令和5年2月28日現在)

1. 資 産 額	732,220 千円
2. 負 債 額	43,492 千円
3. 純 資 産 額	688,728 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	120,213
B 固 定 資 産	612,007
C 資 産 合 計 (A + B)	732,220
D 負 債 合 計	43,492
E 純 資 産 (C - D)	688,728

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。  
 2. ※印は、記入しないでください。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 守屋レディースクリニック

※医療法人整理番号 043/1

所在地 三重県四日市市大字羽津4661

## 貸 借 対 照 表

(令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	120,213	I 流 動 負 債	13,163
II 固 定 資 産	612,007	II 固 定 負 債	30,329
1 有 形 固 定 資 産	289,531	負 債 合 計	43,492
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	322,476	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	678,728
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	688,728
資 産 合 計	732,220	負 債 ・ 純 資 産 合 計	732,220

法人名 医療法人 守屋レディースクリニック

※医療法人整理番号 D4311

所在地 三重県四日市市大字羽津4661

損 益 計 算 書  
(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>I 事業損益</b>	
<b>A 本来業務事業損益</b>	
1 事業収益	303,582
2 事業費用	324,083
本来業務事業損失	20,501
<b>B 附帯業務事業損益</b>	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	20,501
<b>II 事業外収益</b>	17,049
<b>III 事業外費用</b>	31
経常損失	3,483
<b>IV 特別利益</b>	0
<b>V 特別損失</b>	1,227
税引前当期純損失	4,710
法人税等	130
当期純損失	4,840

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 守屋レディースクリニック

理 事 長 守 屋 光 彦 殿

私は、医療法人 守屋レディースクリニックの令和 4 会計年度（令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年4月18日

医療法人 守屋レディースクリニック

監 事 高 桑 和 代